

公 示

次のとおり公示します。

令和7年9月24日

中部地方整備局

木曽川下流河川事務所長 川上 哲広

1. 公示の概要等

(1) 委託名

令和7年度 木曽三川下流域ゴミマップ作成業務

(2) 委託内容

「特定非営利活動法人 木曽三川ごみの会」の活動を通じて収集した情報等をもとにして、令和7年 1月 1日から令和7年12月31日までの期間を対象に、木曽川及び長良川に囲まれた長島輪中（桑名市長島町）周辺の河川内における漂流ゴミ、不法投棄ゴミの発生状況等を取りまとめたゴミマップを作成することを河川法第99条に基づき、河川協力団体、一般財団法人又は一般社団法人（以下、「河川協力団体等」という。）に委託するものである。

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年 3月13日まで

(4) 団体の選定要件

団体の選定は、2. に示す参加資格要件を有することを証明する書類（別紙）を以て審査し選定するものとする。なお、参加要件を満たす団体が複数ある場合は、申請資料審査における得点の高い者を特定する。また、特定後、単価及び歩掛り協議を行い、その後、木曽川下流河川事務所との委託契約に関する協議成立後、契約を締結する。

2. 参加資格要件

本業務委託の対象となる者は、以下の要件を満たすものとする。

- ① 河川協力団体、一般財団法人又は一般社団法人であること。

- ② 一般財団法人又は一般社団法人については、河川法第99条第1項に規定する事項を適正かつ確実に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- ③ 当該委託内容に関する活動実績及び活動実施体制があること。

3. 本業務委託契約に関する手続き等

(1) 参加資格の確認方法等

本業務委託の参加希望者は、2. に掲げる参加資格要件を有することを証するため、次に掲げる資料を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。

① 提出資料

1) 申請書

- 2) 一般財団法人又は一般社団法人については、河川法第99条第1項に規定する事項を適正かつ確実に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであることを証する書面（河川協力団体指定準則（平成25年10月15日国水環第69号）第4一、四、五、七の内容が証明できる資料）。

3) 河川協力団体については、河川協力団体の指定証（写し）

② 提出期間

令和7年9月26日（金）から令和7年10月3日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前10時00分から16時00分まで。

③ 提出場所

〒511-0002 桑名市大字福島465 電話：0594-24-5717
中部地方整備局 木曾川下流河川事務所 管理課

④ 提出方法

持参又は郵送等により提出するものとする。

なお、郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着とする。

(2) 結果通知の方法等

参加資格要件の確認は、申請書提出期限の日を以て行うものとし、その結果は、令和7年10月9日までに書面（特定通知書）にて通知するものとする。

(3) 申請書の審査要領

申請書の審査要領は、以下のとおりである。

- ・下記「一」、「二」、「三」の項目について採点を行い、その合計が60点以上の場合に審査基準を満たすものとする。
- ・各項目のいずれかで0点となった場合には、審査基準を満たさないものとする。

- ・配点は、「適確25、20又は15点」、「不適確0点」、「それ以外15、10又は5点」とする。

	項 目	確 認 内 容		配 点
活 動 実 績	一 継続性	近年、概ね5年間にわたり、河川管理に資する非営利活動を継続的にやっていること。【配点35点】		
		活動実績	① 委託内容を実行できる木曽川下流での実績であるか。	20点
		継 続 性	② 過去から継続した実績であるか。	15点
	二 公共性	一の非営利活動が、河川管理者から後援された活動、河川管理者と共同で実施した活動その他の河川管理者との協力関係が認められる活動であること。【配点15点】		
		公 共 性	① 活動実績に公共性が認められる。	15点
業 務 実 施 体 制	三 実効性	過去の活動実績を踏まえ、活動実施計画の実効性が認められること。【配点50点】		
		① 過去の実施体制等を勘案し、活動実施計画の適正かつ円滑な実施に必要な体制が確保されている。		25点
		② 過去の活動実績等を勘案し、活動実施計画に妥当性がある。		25点

4. 異議申し立て

参加資格要件を満たさないと認められた者は、木曽川下流河川事務所長に対して参加資格がないと認めた理由等について、次のとおり説明を求めることができる。（様式は自由とする。）

① 提出期限

令和7年10月10日（金）から令和7年10月17日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前10時00分から16時00分まで。

② 提出場所

3.（1）③と同じ。

③ 提出方法

FAX又は持参若しくは郵送等により送付するものとする。

以 上